

2015年1月28日

大仙市議会

議長 橋村 誠 様

秋田県春闘共闘懇談会  
代表委員 中村 秀也  
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階  
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

秋田県労働組合総連合会  
議長 星野博之  
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階  
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

## 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いています。政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理にかなっていると思います。

しかし、2014年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給888円、秋田県では679円、最も低い地方では677円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円となっており、人間らしいまともな暮らしが出来ない状態にあります。また、地域間格差も大きく、秋田県と東京では、同じ仕事をして時給で209円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いてしまっています。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通です。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

こうしたことを踏まえ、貴議会において国に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。



1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行なうこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上

